

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則

平成二十一年三月二十七日

山梨県規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(平成二十一年山梨県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による梨の実寮等の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款又はこれに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(定員)

第三条 次の表の上欄に掲げる施設の利用区分及び定員は、それぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。

施設	利用区分	定員
山梨県立 梨の実寮	一 条例第二条の生活介護を行う事業	合計七〇人
	二 条例第二条の就労移行支援を行う事業	
	三 条例第二条の就労継続支援を行う事業	
	四 条例第二条の短期入所を行う事業	六人
	五 条例第二条の施設入所支援を行う事業	五〇人

山梨県立 あさひワ ークホー ム	一 条例第二条の生活介護を行う事業	三八人
	二 条例第二条の短期入所を行う事業	合計四〇人 (第二号に 係る定員は 四人を上限 とする。)
	三 条例第二条の施設入所支援を行う事業	
	四 条例第二条の就労移行支援を行う事業	合計四二人
	五 条例第二条の就労継続支援を行う事業	
山梨県立 あけぼの 医療福祉 センター 成人寮	一 条例第二条の生活介護を行う事業	合計六〇人
	二 条例第二条の自立訓練を行う事業	
	三 条例第二条の短期入所を行う事業	十五人
	四 条例第二条の施設入所支援を行う 事業	四〇人
山梨県立 育精福祉 センター 成人寮	一 条例第二条の生活介護を行う事業	一〇五人
	二 条例第二条の短期入所を行う事業	九人
	三 条例第二条の施設入所支援を行う事業	九〇人

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(山梨県立梨の実察設置及び管理条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県立梨の実察設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第三十四号）

二 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第十六号）

三 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県規則第二十三号）

(経過措置)

3 この規則による廃止前の山梨県立梨の実察設置及び管理条例施行規則第二条、山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則第二条及び山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則第二条の規定により提出された指定管理者指定申請書は、第二条の規定により提出された指定管理者指定申請書とみなす。

附 則（平成二十四年山梨県規則第二十一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の表に一
項を加える改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。